

**国の制度**

高等学校等就学支援金の申請および意思確認について **(7月5日(月)締切)**  
(第2期以降:7月~翌6月分の授業料に対する支援金の申請)

7月分以降の高等学校等就学支援金の支給については、5月に個人番号(マイナンバー)を提出されているかどうか、によって手続きが異なります。下記を確認いただき、手続きが必要な方は、必ず期日までに必要書類を提出してください。

## 記

**5月に就学支援金を申請していない方(個人番号(マイナンバー)を提出していない方)**

➡ [1] 受給資格について、から順に進んでください。

**5月に就学支援金を申請した方(個人番号(マイナンバー)を提出した方)**

➡ 原則、新たな手続きは不要です。(書類の提出は不要です。)

※1 現在、5月に提出いただいた個人番号から令和3年度の税額を国が照会し、4月~6月分について対象世帯となるか判定結果を待っている状況です。対象世帯と認定されれば、7月以降も就学支援金が支給されます。

所得制限等により、4月~6月分について不認定となった場合でも、7月以降の支給について受給資格がある場合には、再度、申請(マイナンバーの提出)が必要です。5月の申請は、支給判定基準の年度が令和2年度ですが、7月分の支給以降は基準が令和3年度へ変わるためです。

必要書類については、右記 [2] 書類の提出について **■受給資格がある方** を確認してください。

※2 保護者の状況に変更(離婚・死別、養子縁組等による保護者変更等)が生じた場合は、以下の書類を事務局へ直接提出してください。マイナンバーの再提出は不要です。

提出書類 : **高等学校等就学支援金収入状況届出書(A4両面) 1点のみ**  
※学校ホームページからダウンロードしてください。A4用紙に両面印刷のこと

記入上の注意 : 最初の項目は、「収入状況届出書(2回目以降)」にレ印を入れてください。  
確認事項2点は、両方ともレ印を入れてください。レ印が無い場合は、申請を受理できません。

提出期限 : **2021年7月5日(月)(厳守)**

※期限を過ぎたあとも変更が生じたら早急に事務局へご連絡ください。

## [1] 受給資格について

就学支援金の支給判定基準は、保護者全員の所得確認基準額の合算額が、304,200円未満の世帯（およそ年収910万円未満）が対象の制度です。

※「所得確認基準額」は、下表により各自計算してください。

～所得確認基準額とは～

以下の計算式により算出します。

[計算式]

市町民税の課税標準額×6%－市町民税の調整控除の額※

※政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算します。

※税に関する内容は個人情報です。計算方法についてご不明な点がございましたら、各市町村の市民税担当課にお問い合わせください。

見本

令和 年度		給与所得等に係る市民税・県民税		特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)		(単位:円)	
所得	給与収入 給与所得 その他の所得計	主たる給与 給与以外の合算 所得区分	所得区分	課税標準	総所得① 分厚短期所得 分厚長期所得 山林所得 株式等の所得 先物取引	市民税 調整控除額② 所得割額③ 均等割額④ 所得割額⑤ 均等割額⑥ 均等割額⑦ 均等割額⑧ 均等割額⑨ 均等割額⑩ 均等割額⑪ 均等割額⑫ 均等割額⑬ 均等割額⑭ 均等割額⑮ 均等割額⑯ 均等割額⑰ 均等割額⑱ 均等割額⑲ 均等割額⑳	県民税 調整控除額② 所得割額③ 均等割額④ 所得割額⑤ 均等割額⑥ 均等割額⑦ 均等割額⑧ 均等割額⑨ 均等割額⑩ 均等割額⑪ 均等割額⑫ 均等割額⑬ 均等割額⑭ 均等割額⑮ 均等割額⑯ 均等割額⑰ 均等割額⑱ 均等割額⑲ 均等割額⑳
所得控除	雑損 医療費 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料	障・寡・勤 配偶者 配偶者特別 扶養 基礎	所得控除合計②	課税標準額 *記載金額の合計	課税標準額 *記載金額の合計	調整控除額②	調整控除の額は、税額控除額に含まれます。  【調整控除額】 概ね1,500円～60,000円

※税が未申告の場合、所得確認を行えず、就学支援金の支給ができない場合があります。申告がお済みでない方は、直ちに税務署・市町税担当課へ申告してください。

※課税標準額や調整控除額は、下記のいずれかから確認してください。

- A. 令和3年度特別徴収税額決定通知書 ※お勤めされている方（7月頃職場から配布・長細い用紙）
- B. 令和3年度納税通知書および明細書 ※自営業の方（ご自宅へ届きます。冊子状）
- C. 令和3年度課税（非課税）証明書 ※A・Bの書類が無い方（市役所等で取得・A4）

## [2] 書類の提出について

■受給資格がない方（事務局へ以下の書類を提出してください。）

提出書類：裏面[4] 提出書類のうち、**①申請書（様式第1号）（A4両面）1点のみ**

※普通郵便・保護者による持参も可。担任へは提出しないでください。

※5月に「申請しない」にをして提出していただいた書類は、支給判定基準の年度が令和2年度ですが、7月以降は基準が令和3年度へ変わるため、再提出が必要です。

■受給資格がある方（書類を渡しますので事務局へ来てください。）

申請に必要なログインIDが記載されている「**個人番号カード（写）等添付台紙**」をお渡しします。

裏面[4] 提出書類とあわせて、**以下の3点を必ず、簡易書留（または書留）で郵送ください。**

提出書類：①**申請書（様式第1号）**

②**個人番号カード（写）等貼付台紙**

③**本人確認書類（親権者全員分）**

（裏面に続く）

- ※ 郵送方法の指定（簡易書留もしくは書留）について、個人番号（マイナンバー）を取り扱う為、特定個人情報の取扱上、万一にも、紛失等が発生しないようにする為ですので、お手数をおかけしますが、ご理解の上、お手続きくださいますようお願いいたします。
- ※ 国の判定による為、申請しても、所得制限等該当の理由により支給が受けられない場合がありますこと、予めご確認ください。

### [3] 提出書類

#### ① 高等学校等就学支援金 受給資格認定申請書（様式第1号）（A4両面）

※学校ホームページからダウンロードし、A4サイズで両面印刷してご利用ください。

#### ② 個人番号カード（写）等添付台紙 ※事前に事務局まで添付台紙を取りに来てください。

以下の①か②のいずれかを貼付

※親権者全員分をご用意ください。

※必要事項を記入し、①「個人番号カードの裏面（個人番号が記載された面）の写し」か、②「通知カードの写し」を、添付欄に貼付して提出ください。

ただし、通知カードの写しを提出する場合には、以下2点のいずれかに限ります。

- ・通知カードの記載事項に変更が生じていない。
- ・2020年5月25日までに改姓や転居等により記載事項に変更があったが、2020年5月25日以前までに変更手続きをとっており、その日以後変更が生じていない。

これらに該当しない方、または変更は生じていないが通知カードがお手元にない方は、親権者全員分が載っている、マイナンバー記載ありの住民票（または住民票記載事項証明書）の原本を、同封してください。

《①個人番号カード（マイナンバーカード）の裏面》



(顔写真入りのプラスチック製カードです)

《②通知カード》



※変更が生じていないこと

#### ③ 本人確認書類 ※親権者全員分をご用意ください。

【下記A～Cのいずれか1点を同封してください。】（貼付する必要はありません）

- A 個人番号カードの表面（顔写真がある面）の写し
- B 運転免許証の表面（顔写真がある面）の写し
- C 旅券（パスポート）の顔写真のページの写し

【上記A～Cの書類いずれも無い方は、下記2点を同封してください。】

- ① 「健康保険証」の写し
- ② 「年金手帳」の写し

#### [4] 提出期限・郵送先・問合せ

提出期限： **2021年7月5日（月）（厳守）**

郵送先： 〒657-0022

神戸市灘区土山町6番1号 親和女子高等学校事務局 就学支援金担当 宛

問合せメールアドレス： info@kobe-shinwa.ed.jp

※お問い合わせの際には、学年クラス、生徒氏名と日中連絡のとれる連絡先を必ず明記してください。

#### ●その他

##### ○就学支援金の受給額（月額）表

保護者全員の 所得確認基準額※の合計	支給区分	支給月額(※)	注意事項
		全日制	
154,500円未満	加算あり	33,000円	※授業料額が上限となりますので、記載の額より実際の支給額が低くなる場合があります。
154,500円～304,200円未満	加算なし	9,900円	

##### ○就学支援金の受給方法・送金時期について

認定された後、県からの決定通知後に、学校から授業料引落口座へ送金しますので、授業料から減額はありませぬ。国の決定時期後に手続きするため、送金時期は未定ですが、決まり次第、学校より通知書を配布しますので、それまでお待ちください。

なお、個人番号を提出いただき認定された場合は、来年以降の更新手続きは不要です。ただし、今回不認定となり、来年に再度受給資格認定申請を希望される場合は、再度、受給資格認定申請書と個人番号の提出が必要です。

また、今回、申請されなかつた方で、税の更生や保護者の変更等により、所得割額に変更が生じた場合は、変更が分かり次第、事務局までご連絡ください。

##### ○保護者（親権者）とは（就学支援金事務処理要項より抜粋）

この制度における保護者とは、子に対して親権を行う者であり、一義的には実父母が共同で親権を行う。保護者が再婚した場合、再婚相手が養子縁組を行わず親権者とならない場合は、再婚相手は保護者には該当しない。

（表面あり）